

役員在任年齢に関する規程

公益財団法人航空機国際共同開発促進基金

役員在任年齢に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人航空機国際共同開発促進基金（以下「本基金」という。）の役員の内在年齢について定めることを目的とする。

(役 員)

第2条 本規程の役員とは、本基金定款第33条で定める理事及び監事をいう。

(選 任)

第3条

- 1 本基金の役員の内在は、65歳までとする。ただし、次の場合にはこの限りではない。
- 2 常勤の会長及び理事長又はこれに相当する職にある者で特別の事情がある場合は、70歳までとする。
- 3 非常勤の会長及び理事長又はこれに相当する職にある者については、新任者は75歳を越えて、再任者は80歳を越えて、それぞれ再任しない。

第4条 役員の内在及び経験が本基金の業務運営上特に必要である場合等であって、当該役員を例外的に扱ふべき理由が公益法人の適正な業務運営において適切と判断される場合には、前条の規定の内在ではない。ただし、理事会の同意を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成14年11月1日に制定し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 この規程は、平成24年3月15日に改正し、平成24年4月1日から適用する。